

答 申 書

(案)

令和 7 年 月 日

武蔵村山市特別職報酬等審議会

1 はじめに

本審議会は、令和7年7月30日付武発第937号により、市長から次の事項について諮問を受けた。

(諮問事項)

- 1 武蔵村山市議会議員の報酬の額について
- 2 武蔵村山市長、副市長及び教育長の給料の額について

そこで、本審議会では、諮問を受けた当日に第1回の会議を開催し、以来延べ4回の会議を経て、常に公正な立場に立って慎重に審議を重ねた結果、ここにその結論を得たので答申する。

2 審議経過

本審議会は、過去の特別職報酬等審議会の答申状況、特別職報酬等の改定状況、他市の特別職報酬等の状況、一般職の職員の給与の状況、本市の財政状況、一般職の職員数の推移等の資料を分析し、様々な角度から審議を重ねた。

主な審議内容は次のとおりである。

- (1) 昨今、民間の賃金水準は上昇しつつあり、本市の一般職の給与も増額改定されてきている、また、物価も上昇傾向にある一方で、特別職報酬等は平成8年4月1日に引上げられて以降、およそ30年間にわたり改定が行われておらず、多摩26市中において最低の水準となっており、これらを踏まえると特別職報酬等は改定すべきである。
- (2) 様々な社会課題が生じていることに伴い、議員に期待される知識等はいよ高まっている一方で、ほとんどの議員がその職を専業としている中、報酬額が多摩26市で最低の水準にあることは、市議会議員選挙立候補者の減少等を招くことに繋がりがねず、民意を適切に行政に反映させる観点などからも望ましいことではない。
- (3) 特別職報酬等の額については、多摩26市において本市と人口や市税収入等が同規模の市の状況を参考として検討すべきである。
- (4) 納税者である市民の感情及び市の財政状況については、十分配慮する必要がある。

3 結論

本審議会は、上記の審議内容を総合的に勘案し、次のとおり市議会議員の報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額について、引き上げることが適当であると判断した。

(1) 市議会議員の報酬の額について

議員の活動については、市議会の開会中のみならず、一部事務組合の議員としての職務もあり、また、行政施策に関する調査研究、市民から相談への対応、公式行事等への参加などが日常的に行われている。

また、市民ニーズやそれに応じる事業の多様化などに伴い、議員に求められる知識等はより高度化し、以前にも増して専業として日々議員活動に専念しなければその責務が果たせない状況となっている。

一方で、本市の特別職報酬等の額は多摩26市中において最低の水準であり、ほとんどの議員がその職を専業としている中で厳しい状況となっているのが実情である。

このような状況では、いわゆる議員のなり手不足が本市においても生じかねない懸念があり、これは市民にとっても好ましいことではなく、民主政治の健全な発達を妨げるおそれがある。

これらを踏まえ、議員の報酬の額については、全体的な底上げが必要との観点から、次の表のとおり一律に引き上げるとの結論に達した。

なお、引上額については、平成8年4月1日に引き上げられて以降、およそ30年間据置きであったことなどから大幅な引き上げを求める意見もあったが、市民感情等を考慮し、45,000円の引き上げにとどめた。

市議会議員の報酬の額

職 名	現行月額	改定月額	引上額	引上率
議 長	505,000 円	550,000 円	45,000 円	8.91%
副 議 長	458,000 円	503,000 円	45,000 円	9.83%
常任委員会委員長 議会運営委員会委員長	445,000 円	490,000 円	45,000 円	10.11%
議 員	435,000 円	480,000 円	45,000 円	10.34%

(2) 市長、副市長及び教育長の給料の額について

本市においては、「人と緑が織りなす 夢ひろがる やさしいまち むさしむらやま」の実現のため、「多摩都市モノレールの市内延伸を見据えた沿線のまちづくり」、「子どもファーストの視点による子育て世代に選ばれるまちづくり」、「自然災害への備えをはじめとした安全・安心で強靱なまちづくり」などが着実に進められつつある。

また、持続可能な行政運営のため市民サービスの向上や業務の効率化が推進されているが、行政需要は多様化、複雑化し、市長、副市長及び教育長の職責は一層重く、日々の業務もより多忙なものとなっている。

しかしながら、その給料の額は平成8年4月1日に引上げられて以降、およそ30年間にわたり改定が行われておらず、多摩26市中において最低の水準となっている。

そこで、市長、副市長及び教育長の給料については、議員報酬の引上げとあわせて引き上げることとし、その額については次の表のとおりとするとの結論に達した。

市長、副市長及び教育長の給料の額

職 名	現行月額	改定月額	引上額	引上率
市 長	853,000 円	920,000 円	67,000 円	7.85%
副 市 長	740,000 円	800,000 円	60,000 円	8.11%
教 育 長	691,000 円	750,000 円	59,000 円	8.54%

4 改定の時期

令和8年1月1日とすることが適当である。

5 付帯意見

本市の特別職報酬等審議会は平成19年度以降開催されていなかったが、特別職報酬等は民間の賃金水準や物価の動向など刻々と変わりゆく社会情勢を踏まえて検討する必要があることを認識したところであり、本審議会は定期的に開催されることが適切なものと思料する。

市長からの諮問により開催するものであることは承知しているが、今回の審議会の意見としては、例えば議員等の任期と合わせて4年に1回程度など、今後においては、近隣市の状況などにも注視しつつ、数年に1回の開催がされることを希望するものである。

6 終わりに

本市においては、多摩都市モノレール延伸に伴い、将来的に人口や市税収入等は上向くものと期待されるところだが、少子高齢化の進展や物価の上昇など、社会情勢は厳しさを増しており、今後も行政サービスの多様化や質の向上が求められるものと思慮する。

このような状況の中で、今回の答申は、議員、市長、副市長及び教育長には、今まで以上に手腕を発揮し、一層の市民サービスの向上を図っていただきたいという願いを込めたものである。この答申を真摯に受け止め、市民の負託に十分に答える活躍をされるよう心から期待する。

今後、この答申が市の行政の進展の一助になることを、委員一同願うものである。